

南相馬市水産業共同利用施設設置条例及び同条例施行規則の一部改正についての概要

1 一部改正の目的

真野川漁港施設が平成27年3月以降順次完成するため、平成26年6月に制定された「水産業共同利用施設設置条例」に係る条例及び施行規則を改正するものである。

また、これまでどおり公の施設の設置条例として、指定管理者制度導入に対応できる条例改正を行う。

※ 水産業共同利用施設概要（今回対象となるのは②から⑤）

名 称	内 容
① 漁船保全修理施設	海中より漁船を引き上げ、漁船の補修、修繕を行う施設
② 作業保管施設 (漁具倉庫)	漁業で使用する網やロープなどを保管する倉庫
③ 作業保管施設 (作業場)	漁網を広げ整理や修繕を行うための施設
④ 水産物鮮度保持施設	水産物の鮮度を保持するための氷を製造及び貯氷する施設
⑤ 水産物荷さばき施設 (海水処理施設含む)	従前の市場に相当する施設及びそれに付随する海水をろ過しながら海から取水する施設
⑥ オイルフェンス等 保管施設	真野川から漁港への流木・ごみ等の流入を防ぐためのオイルフェンスとそれを収納する施設

2 主な一部改正条例の内容

(1) 施設の名称（第2条）

作業保管（漁具倉庫）施設、作業保管（作業場）施設、水産物鮮度保持施設、水産物荷さばき施設を追加する。

(2) 事業（第3条～5条）

内容、休業日、利用時間について各施設が追加されたことに伴う追加を行う。

(3) 利用料金（第23条～25条）

追加される施設の料金形態、料金設定等については、市がコスト検討、試算を行い使用料金に反映する。

3 施行期日

公布の日から施行する。

資料 2

南相馬市条例第 号

南相馬市水産業共同利用施設設置条例の一部を改正する条例

南相馬市水産業共同利用施設設置条例（平成26年南相馬市条例第23号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線又は太枠で表示された部分（以下「改正部分」という。）を、改正後の欄の改正部分に改める。
- (2) 次の表中、改正後の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。

改 正 後	改 正 前																
(名称及び位置)	(名称及び位置)																
第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。																
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南相馬市漁船保全修理施設</td> <td>南相馬市鹿島区烏崎字牛島355番地1</td> </tr> <tr> <td>南相馬市作業保管(漁具倉庫)施設</td> <td>南相馬市鹿島区烏崎字牛島600番地</td> </tr> <tr> <td>南相馬市作業保管(作業場)施設</td> <td>南相馬市鹿島区烏崎字牛島162番地</td> </tr> <tr> <td>南相馬市水産物鮮度保持施設</td> <td>南相馬市鹿島区烏崎字牛島248番地</td> </tr> <tr> <td>南相馬市水産物荷さばき施設</td> <td>南相馬市鹿島区烏崎字牛島355番地1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	南相馬市漁船保全修理施設	南相馬市鹿島区烏崎字牛島355番地1	南相馬市作業保管(漁具倉庫)施設	南相馬市鹿島区烏崎字牛島600番地	南相馬市作業保管(作業場)施設	南相馬市鹿島区烏崎字牛島162番地	南相馬市水産物鮮度保持施設	南相馬市鹿島区烏崎字牛島248番地	南相馬市水産物荷さばき施設	南相馬市鹿島区烏崎字牛島355番地1	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南相馬市漁船保全修理施設</td> <td>南相馬市鹿島区烏崎字牛島355番地1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	南相馬市漁船保全修理施設	南相馬市鹿島区烏崎字牛島355番地1
名称	位置																
南相馬市漁船保全修理施設	南相馬市鹿島区烏崎字牛島355番地1																
南相馬市作業保管(漁具倉庫)施設	南相馬市鹿島区烏崎字牛島600番地																
南相馬市作業保管(作業場)施設	南相馬市鹿島区烏崎字牛島162番地																
南相馬市水産物鮮度保持施設	南相馬市鹿島区烏崎字牛島248番地																
南相馬市水産物荷さばき施設	南相馬市鹿島区烏崎字牛島355番地1																
名称	位置																
南相馬市漁船保全修理施設	南相馬市鹿島区烏崎字牛島355番地1																
(事業)	(事業)																
第3条 施設は、次の事業を行う。	第3条 施設は、次の事業を行う。																
<ol style="list-style-type: none"> (1) <u>水産業の振興に関すること。</u> (2) <u>漁船の修理等に関すること。</u> (3) <u>漁具、漁網の収納等に関すること。</u> (4) <u>漁具、漁網の整備、修理等に関すること。</u> (5) <u>製氷、貯氷、氷の販売に関すること。</u> (6) <u>漁獲した魚を集約し仕分すること。</u> (7) <u>仕分した魚の整理に関すること。</u> 	<ol style="list-style-type: none"> (1) <u>漁船の修理等に関すること。</u> 																

(8) 施設の利用に関すること。

(9) その他施設の設置の目的を達成するために必要な事業

(利用時間)

第5条 漁船保全修理施設の利用時間は、午前8時から午後5時まで、作業保管（漁具倉庫）施設、作業保管（作業場）施設、水産物鮮度保持施設、水産物荷さばき施設の利用時間は、午前零時から午後12時までとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、利用時間を変更することができる。

第6条 施設（水産物鮮度保持施設を除く。）を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。

2 【略】

別表（第23条関係）

漁船保全修理施設
【略】

作業保管（漁具倉庫）施設

区 分	利用料金
1部屋当たり	年額16,750円

作業保管（作業場）施設

区 分	利用料金 (1隻当たり)
総トン数3トン未満	年額22,970円
総トン数3トン以上 5トン未満	年額29,070円
総トン数5トン以上	年額35,230円

(2) 施設の利用に関すること。

(3) その他施設の設置の目的を達成するために必要な事業

(利用時間)

第5条 施設の利用時間は、午前8時から午後5時までとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、利用時間を変更することができる。

第6条 施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。

2 【略】

別表（第23条関係）

漁船保全修理施設
【略】

水産物鮮度保持施設

区 分	利用料金
氷20キログラム当たり	200円
氷10キログラム増すごとに100円を加算	

水産物荷さばき施設

区 分	利用料金 (1隻当たり)
荷さばき所	年額98,800円

備考

- 1 利用料金が年額で定められているものについて、利用期間が1年未満のときは、月割りにより計算する。この場合において、当該期間に1年未満の端数があるときは、その端数の期間については1月とする。
- 2 利用料金に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

南相馬市規則第 号

南相馬市水産業共同利用施設設置条例施行規則の一部を改正する規則

南相馬市水産業共同利用施設設置条例施行規則（平成26年南相馬市規則第21号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線又は太枠で表示された部分（以下「改正部分」という。）を、改正後の欄の改正部分に改める。
- (2) 次の表中、改正後の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正前の欄の改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(利用許可の申請等)	(利用許可の申請等)
第2条 【略】	第2条 【略】
2 【略】	2 【略】
3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合で、施設の運営上支障がないと指定管理者が認めたときは、前項に定める期間の前においても利用の申請をすることができる。	3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合で、施設の運営上支障がないと指定管理者が認めたときは、前項に定める期間の前においても利用の申請をすることができる。
(1) <u>市又は指定管理者が、主催又は共催する事業で利用するとき。</u>	(1) 【略】
(2) 【略】	(2) 【略】
(3) 【略】	(2) 【略】
(利用料金の納入)	(利用料金の納入)
第7条 条例第23条の利用料金は、利用する前日、 <u>年度単位で許可するもの</u> にあっては <u>利用を開始する年度の4月末日、年度単位で許可するものうち年度途中から利用を開始するもの</u> にあっては <u>納入通知書を発する日から14日以内の日までに納入しなければならない。</u> 利用許可を受けた後に利用の内容を変更し、利用料金を追加納入する場合も同様とする。	第7条 条例第23条の利用料金は、利用する前日までに納入しなければならない。利用許可を受けた後に利用の内容を変更し、利用料金を追加納入する場合も同様とする。
(市長による管理)	(市長による管理)

第16条 第2条から第9条まで及び第11条並びに様式第1号から様式第6号までの規定は、指定管理者に代わって、市長が施設の管理を行う必要が生じた場合について準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第2条第1項中「指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。））」とあるのは「市長」と、同条第3項第1号及び第2号を除く同条第3項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同項第1号及び第2号中「市又は指定管理者」とあるのは「市」と、第3条から第6条まで中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第8条第1項第2号を除く第8条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第1項第2号中「指定管理者が市長と協議して」とあるのは「市長が」と、第9条及び第11条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、様式第1号中「水産業共同利用施設（施設・設備器具）利用許可申請書」とあるのは「水産業共同利用施設（施設・設備器具）使用許可申請書」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、様式第2号中「水産業共同利用施設（施設・設備器具）利用許可書」とあるのは「水産業共同利用施設（施設・設備器具）使用許可書」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、様式第3号中「水産業共同利用施設（施設・設備器具）利用（取消し・変更）申請書」とあるのは「水産業共同利用施設（施設・設備器具）使用（取消し・変更）申請書」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、様式第4号中「水産業共同利用施設（施設・設備器具）利用（取消し・変更）承認書」とあるのは「水産業共同利用施設（施設・設備器具）使用（取消し・変更）承認書」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、様式第5号中「水産業共同利用施設（施設・設備器具）利用（取消・制限・停止）決定書」とあるのは「水産業共同利用施設（施設・設備器具）使用（取消・制限・停止）決定書」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、様式第6号中「水産業共同利用施設利用料金返還申請書」とあるのは「水産業共同利用施設使用料返還申請書」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

第16条 第2条から第9条まで及び第11条並びに様式第1号から様式第6号までの規定は、指定管理者に代わって、市長が施設の管理を行う必要が生じた場合について準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第2条第1項中「指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。））」とあるのは「市長」と、同条第3項第1号を除く同条第3項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同項第1号中「市又は指定管理者」とあるのは「市」と、第3条から第6条まで中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第8条第1項第2号を除く第8条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第1項第2号中「指定管理者が市長と協議して」とあるのは「市長が」と、第9条及び第11条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、様式第1号中「水産業共同利用施設（施設・設備器具）利用許可申請書」とあるのは「水産業共同利用施設（施設・設備器具）使用許可申請書」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、様式第2号中「水産業共同利用施設（施設・設備器具）利用許可書」とあるのは「水産業共同利用施設（施設・設備器具）使用許可書」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、様式第3号中「水産業共同利用施設（施設・設備器具）利用（取消し・変更）申請書」とあるのは「水産業共同利用施設（施設・設備器具）使用（取消し・変更）申請書」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、様式第4号中「水産業共同利用施設（施設・設備器具）利用（取消し・変更）承認書」とあるのは「水産業共同利用施設（施設・設備器具）使用（取消し・変更）承認書」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、様式第5号中「水産業共同利用施設（施設・設備器具）利用（取消・制限・停止）決定書」とあるのは「水産業共同利用施設（施設・設備器具）使用（取消・制限・停止）決定書」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、様式第6号中「水産業共同利用施設利用料金返還申請書」とあるのは「水産業共同利用施設使用料返還申請書」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

改正後

様式第1号（第2条関係）

申請番号第 号

水産業共同利用施設（施設・設備器具）利用許可申請書

年 月 日

（指定管理者）

申請者住所

団体名

氏名

㊞

連絡先 電話番号 ()

次のとおり施設等を利用したいので、申請します。

利用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
利用目的	
利用施設名 (いずれかに○)	漁船保全修理施設・作業保管（漁具倉庫）施設・作業保管 （作業場）施設・水産物荷さばき施設
利用場所	
利用器具名及び数量	
利用責任者	住所 氏名 電話番号 ()
備考	

申請のとおり決定してよろしいか伺います。

利用時間	規定利用料金		
その他参考事項			
	受付者	決定区分	1 許可
			2 不許可
		許可年月日	年 月 日

※ 太枠内を記入ください。

※ 漁船の重量を確認できる資料を添付してください。

改正前

様式第1号（第2条関係）

申請番号第 号

水産業共同利用施設（施設・設備器具）利用許可申請書

年 月 日

（指定管理者）

申請者 住 所
氏 名
電話番号

印

次のとおり施設等を利用したいので、申請します。

利用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
利用目的	
利用場所	
利用施設名、利用器具名及び数量	
利用責任者	住所 電話番号 () 氏名
備考	

申請のとおり決定してよろしいか伺います。

利用時間	規定利用料金		
その他参考事項			
	受付者	決定区分	1 許可
			2 不許可
		許可年月日	年 月 日

※太枠内を記入ください。

※施設を利用するために特別の設備をし、又は備付け以外の器具を利用しようとするときは備考欄に記入ください。

改正後

様式第2号 (第3条関係)

(表)

許可番号第 号

水産業共同利用施設 (施設・設備器具) 利用許可書

年 月 日

申請者 様

(指定管理者)

次のとおり許可します。

利用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
利用目的	
利用施設名 (いずれかに○)	漁船保全修理施設・作業保管 (漁具倉庫) 施設・作業保管 (作業場) 施設・水産物荷さばき施設
利用場所	
利用器具名及び数量	
利用責任者	住所 氏名 電話番号 ()
備考	

利用時間	規定利用料金		
その他参考事項			
	受付者	決定区分	1 許可
			2 不許可
		許可年月日	年 月 日

(裏)

※許可条件

- 1 使用の際は、この許可書を提示すること。
- 2 利用者は上架保険に加入すること。
- 3 ウインチの操作は、労働安全衛生法第59条に基づく安全衛生教育を受けた者が行うこと。
- 4 ウインチ作動中は、ワイヤーの内角に侵入しないこと。
- 5 施設内の秩序を守るために責任者を置くこと。
- 6 火災、盗難、人身事故その他の事故の防止に努めること。
- 7 必要耐用重量を超えて使用しないこと。
- 8 施設及び附属設備等を損傷し、又は汚損する行為をしないこと。
- 9 敷地内での喫煙はしないこと。
- 10 使用許可を受けていない設備を利用しないこと。
- 11 利用時間内に、準備片付けを行うこと。また、利用者は、利用を終了したときは、室内を清掃し、設備等を原状に回復すること。
漁具倉庫の利用は年度毎とし同一場所に同一人物が同一物を長期間占有することがないようにすること。
- 12 事前に避難経路を確認し、非常の際、作業者を安全に避難誘導すること。
- 13 作業者の安全確保に十分配慮すること。
- 14 その他指定管理者の指示に従うこと。

改正前

様式第2号（第3条関係）

許可番号第 号

水産業共同利用施設（施設・設備器具）利用許可書

年 月 日

申請者 様

（指定管理者）

次のとおり許可します。

利用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
利用目的	
利用場所	
利用施設名、利用器具名及び数量	
利用責任者	住所 氏名 電話番号 ()
備考	

利用時間	規定利用料金	
その他参考事項		
	受付者	1 許可
	決定区分	2 不許可
	許可年月日	年 月 日

※許可条件

- 1 使用の際は、この許可書を提示すること。
- 2 上架保険に加入すること。
- 3 ウインチの操作は、労働安全衛生法第59条に基づく安全衛生教育を受けた者が行うこと。
- 4 ウインチ作動中は、ワイヤーの内角に侵入しないこと。
- 5 施設内の秩序を守るために責任者を置くこと。
- 6 火災、盗難、人身事故その他の事故の防止に努めること。
- 7 必要耐用重量を超えて使用しないこと。
- 8 施設及び附属設備等を損傷し、又は汚損する行為をしないこと。
- 9 敷地内での喫煙はしないこと。
- 10 使用許可を受けていない設備を利用しないこと。
- 11 利用時間内に、準備片付けを行うこと。また、利用者は、利用を終了したときは、室内を清掃し、設備等を原状に回復すること。
- 12 事前に避難経路を確認し、非常の際、作業者を安全に避難誘導すること。
- 13 作業者の安全確保に十分配慮すること。
- 14 その他指定管理者の指示に従うこと。

改正後

様式第3号 (第5条関係)

申請番号第 号

水産業共同利用施設 (施設・設備器具)
利用 (取消し・変更) 申請書

平成 年 月 日

(指定管理者)

申請者 住所
団体名
氏名 ⑩
電話番号 ()

次のとおり施設等の利用を (変更・取消し) したいので、申請します。

申請年月日		許可年月日	
許可番号	第 号		
利用責任者			
許可を受けた内容	利用日時	年 月 日 時 分から	年 月 日 時 分まで
	利用目的		
	利用施設名 (いずれかに○)	漁船保全修理施設・作業保管 (漁具倉庫) 施設・作業保管 (作業場) 施設・水産物荷さばき施設	
	利用場所		
	利用器具名及び数量		
変更 (取消) の内容			
変更 (取消) の理由			
利用料金			
既納利用料金			
変更後利用料金			
差引利用料金			
備考			

申請のとおり決定してよろしいか伺います。

利用時間	規定利用料金		
その他参考事項			
	受付者	決定区分	1 許可
			2 不許可
		許可年月日	年 月 日

使用許可書、漁船の重量を確認できる資料を添付してください

改正前

様式第3号 (第5条関係)

申請番号第 号

水産業共同利用施設 (施設・設備器具)
利用 (取消し・変更) 申請書

平成 年 月 日

(指定管理者)

申請者 住 所
氏 名
電話番号

印

次のとおり施設等の利用を (変更・取消し) したいので、申請します。

申請年月日		許可年月日	
許可番号	第 号		
利用責任者			
許可を受けた内容	利用日時	年 月 日 時 分から	分まで
	利用目的		
	利用場所		
	利用施設名、利用器具名及び数量		
変更 (取消) の内容			
変更 (取消) の理由			
利用料金			
既納利用料金			
変更後利用料金			
差引利用料金			
備考			

申請のとおり決定してよろしいか伺います。

利用時間	規定利用料金
その他参考事項	
	受付者
	決定区分
	1 許可
	2 不許可
	許可年月日
	年 月 日

※利用許可書を添付してください

改 正 後

様式第4号 (第5条関係)

承認番号第 号

水産業共同利用施設 (施設・設備器具) 利用
(取消し・変更) 承認書

年 月 日

申請者 様

(指定管理者)

次のとおり許可します。

申請年月日		許可年月日	
許可番号	第	号	
利用責任者			
許可を受けた内容	利用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
	利用目的		
	利用施設名 (いずれかに○)	漁船保全修理施設・作業保管 (漁具倉庫) 施設・作業保管 (作業場) 施設・水産物荷さばき施設	
	利用場所		
	利用器具名及び数量		
変更 (取消) の内容			
変更 (取消) の理由			
利用料金			
既納利用料金			
変更後利用料金			
差引利用料金			
備考			

利用時間	規定利用料金				
その他参考事項					
		受付者		決定区分	1 許可
				2 不許可	
				許可年月日	年 月 日

改正前

様式第4号（第5条関係）

承認番号第 号

水産業共同利用施設（施設・設備器具）利用
（取消し・変更）承認書

年 月 日

申請者 様

（指定管理者）

次のとおり許可します。

申請年月日		許可年月日	
許可番号		第 号	
利用責任者			
許可を受けた内容	利用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
	利用目的		
	利用場所		
	利用施設名、利用器具名及び数量		
変更（取消）の内容			
変更（取消）の理由			
利用料金			
既納利用料金			
変更後利用料金			
差引利用料金			
備考			

利用時間				規定利用料金	
その他参考事項					
			受付者	決定区分	1 許可
					2 不許可
				許可年月日	年 月 日

改正後

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

水産業共同利用料返還申請書

指定管理者

所在地
 団体名
 代表者名
 電話番号 () 印

次のとおり、水産業共同利用施設利用料金の返還を申請します。
 太枠の中のみご記入願います。

申請年月日	年 月 日	許可年月日	年 月 日
許可番号			
許可を受けた 内容	利用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
	利用目的		
	利用施設名 (いずれかに○)	漁船保全修理施設・作業保管（漁具倉庫）施設・作業保管（作業場）施設・水産物荷さばき施設	
	利用場所		
	利用器具名及び数量		
変更(取消)の理由			
利用料金			円
既納利用料金			円
返還額計			円
備考			

1 使用許可書・使用(変更・取消)承認書を添付してください。

改正前

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

水産業共同利用料返還申請書

指定管理者

申請者 住 所
氏 名
電話番号

印

次のとおり、水産業共同利用施設利用料金の返還を申請します。
太枠の中のみご記入願います。

申請年月日	年 月 日	許可年月日	年 月 日
許可番号			
許可を受けた 内容	利用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
	利用目的		
	利用場所		
	利用施設名、利用器具名及び数量		
変更(取消)の理由			
利用料金	円		
既納利用料金	円		
返還額計	円		
備 考			

※ 利用許可書・利用(取消し・変更)承認書を添付してください。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○南相馬市水産業共同利用施設設置条例

平成26年6月30日条例第23号

南相馬市水産業共同利用施設設置条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条第1項の規定に基づき、水産業の振興と漁業者の経営の安定を図るため、南相馬市水産業共同利用施設（以下「施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
南相馬市漁船保全修理施設	南相馬市鹿島区烏崎字牛島355番地1

(事業)

第3条 施設は、次の事業を行う。

- (1) 漁船の修理等に関する事。
- (2) 施設の利用に関する事。
- (3) その他施設の設置の目的を達成するために必要な事業

(休業日)

第4条 施設は、無休とする。ただし、指定管理者（法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、臨時に休業日を定めることができる。

(利用時間)

第5条 施設の利用時間は、午前8時から午後5時までとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、利用時間を変更することができる。

(利用の許可)

第6条 施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。

- 2 指定管理者は、施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可をする際にその利用について条件を付することができる。

(利用の制限等)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、施設の利用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備器具（以下「施設等」という。）を損傷するおそれがあるとき。
- (3) その他管理上支障があるとき。

(利用許可の取消し等)

第8条 指定管理者は、施設の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可の条件を変更し、利用を停止させ、又は利用の許可を取り消すことができる。

- (1) 法令に違反する行為を行ったとき。
- (2) この条例又この条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 利用の目的が前条各号のいずれかに該当することが判明し、又は該当する理由が発生したとき。

2 前項の規定により、利用者が損害を受けることがあっても、市及び指定管理者はその責めを負わない。

(目的外使用等の禁止)

第9条 利用者は、施設若しくは設備器具の利用の許可を受けた目的以外に利用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(造作等の制限)

第10条 利用者は、施設を利用するために特別の設備をし、又は備付け以外の器具を利用しようとするときは、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第11条 利用者は、施設の利用が終了したとき、又は第8条第1項の規定により利用を停止され、若しくは利用の許可を取り消されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

2 利用者が前項の規定による義務を履行しないときは、指定管理者又は市においてこれを執行し、その費用を利用者から徴収することができる。

(損害賠償)

第12条 指定管理者及び利用者は、故意又は過失により施設等を毀損し、又は滅失したとき

は、それによって生じた損害額を市に賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。
ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第13条 市長は、指定管理者に施設の管理を行わせるものとする。

(指定管理者の公募)

第14条 市長は、指定管理者に施設の管理を行わせようとするときには規則で定める事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募しなければならない。ただし、施設の適正な管理を確保するため市長が特に認めるときは、この限りでない。

(指定管理者の業務の範囲)

第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 施設の管理及び運営に関する業務
- (2) 第3条各号に掲げる事業に関する業務
- (3) 施設の利用許可等に関する業務
- (4) 利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理運営上市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定の手続)

第16条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に規則で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、南相馬市指定管理者選定審査委員会において、次に掲げる基準を総合的に審査し、最も適切な管理を行うことができると認める団体を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) サービスの向上を図ることができるものであること。
- (3) 施設の管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。
- (4) 施設の管理を安定して行うための物的能力及び人的能力を有するものであること。
- (5) 業務上知り得た個人情報（南相馬市個人情報保護条例（平成18年南相馬市条例第23号）第2条第1号で規定する個人情報。以下同じ。）を漏らし、又は不当な目的に使用しない体制が整備されているものであること。
- (6) その他公の施設の性質又は目的に応じて市長が定める基準

(指定管理者の指定等の公告)

第17条 市長は、前条の規定により指定管理者を指定したとき、又は第22条第1項の規定により、指定の取消し若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

(管理の基準)

第18条 指定管理者は、次に掲げる基準により、施設の管理に関する業務を行わなければならない。

- (1) この条例の規定を遵守し、適正な施設の運営を行うこと。
- (2) 利用者に対して公平かつ適切にサービスの提供を行うこと。
- (3) 個人情報の漏えいの防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。
- (4) 施設等の維持管理を適切に行うこと。

(協定の締結)

第19条 指定管理者の指定を受けた団体は、市長と施設の管理に関し、規則で定める事項を記載した協定を締結しなければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第20条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第22条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して60日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用状況に関する事項
- (2) 利用料金の収入の実績に関する事項
- (3) 管理経費の収支状況に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による施設の管理の実態を把握するために必要なものとして市長が定める事項

(業務報告の聴取等)

第21条 市長は、施設の管理の適正を期するため必要と認めるときは、指定管理者に対し、その管理の業務、経理の状況等について報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示を行うことができる。

(指定の取消し等)

第22条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、又はその他指定管理者の責めに帰すべき理由により当該指定管理者による施設の管理を継続できないと認めるときは、その指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は業務の停止を命じた場合においては、指定管理者に損害が生じても、市長は、その賠償の責めを負わない。

(利用料金の納付等)

第23条 利用者は、指定管理者に対し、利用料金を納付しなければならない。

2 利用料金は、別表に定める金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認める場合は、後納とすることができる。

(利用料金の収入)

第24条 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の不返還)

第25条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、その利用料金の全部又は一部を返還することができる。

(指定管理者が行う個人情報の取扱い等)

第26条 指定管理者及び施設の管理の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、南相馬市個人情報保護条例第10条に規定する受託者等の責務を遵守し、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても同様とする。

(市長による管理)

第27条 第4条から第8条まで、第10条から第12条まで、第15条、第23条、第25条及び別表の規定は、指定管理者に代わって、市長が施設の管理を行う必要が生じた場合について準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第4条中「指定管理者（法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長が特に必要と認めるときは」と、第5条中「指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長が特に必要と認めるときは」と、第6条から第8条第1項まで中「指定管理者」とある

のは「市長」と、第8条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、第10条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第11条第2項中「指定管理者又は市」とあるのは「市」と、第12条中「指定管理者及び利用者」とあるのは「利用者」と、第15条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第23条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする」とあるのは「額とする」と、第25条中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第23条関係）

区分	利用料金	
	上架 (1回当たり)	洗浄機 (1回当たり)
総トン数3トン未満	3,400円	5,100円
総トン数3トン以上5トン未満	4,530円	6,230円
総トン数5トン以上	5,670円	7,370円

南相馬市水産業共同利用施設設置条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、南相馬市水産業共同利用施設設置条例(平成26年南相馬市条例第22号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用許可の申請等)

第2条 条例第6条第1項の規定により、水産業共同利用施設(以下「施設」という)の利用許可を受けようとする者は、事前に水産業共同利用施設(施設・設備器具)利用許可申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、利用しようとする日の3月前から受け付けるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合で、施設の運営上支障がないと指定管理者が認めたときは、前項に定める期間の前においても利用の申請をすることができる。

(1) 市又は指定管理者が、修繕、保守点検等で利用するとき。

(2) その他指定管理者が特に必要と認めるとき。

(利用許可書の交付)

第3条 指定管理者は、前条の規定による申請書の提出があった場合において、その利用を許可するときは、水産業共同利用施設(施設・設備器具)利用許可書(様式第2号)を交付し、許可しないときはその旨を申請者に通知するものとする。

(利用許可の順序)

第4条 施設の利用許可は、申請書が受理された順序によるものとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(利用の取消し又は変更の手続き)

第5条 施設の利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)が、その利用を取り消し、又は変更しようとするときは、遅滞なく水産業共同利用施設(施設・設備器具)利用(取消し・変更)申請書(様式第3号)を指定管理者に提出しなければならない。ただし、利用の取消し又は変更の申し込みは、原則として利用しようとする日の2日前までにしなけ

ればならない。

2 指定管理者は、前項の申請を承認したときは、水産業共同利用施設（施設・設備器具）利用（取消し・変更）承認書（様式第4号）を交付するものとする。

（利用許可の取消し等）

第6条 指定管理者は、条例第8条第1項の規定により、利用の許可を取消し、又は利用を制限し、若しくは停止するときは、水産業共同利用施設（施設・設備器具）利用（取消・制限・停止）決定書（様式第5号）により通知するものとする。

（利用料金の納入）

第7条 条例第23条の利用料金は、利用する前日までに納入しなければならない。利用許可を受けた後に利用の内容を変更し、利用料金を追加納入する場合も同様とする。

（利用料金の返還）

第8条 条例第25条ただし書の規定により、利用料金を返還する場合は、次の各号に掲げる場合とし、返還する額はそれぞれ当該各号に定める額とする。

（1） 指定管理者において施設の管理上必要が生じたことにより利用の許可を取り消したとき 既納の利用料金の全額

（2） 利用者の責めによらない理由により施設を利用できないとき 指定管理者が市長と協議して定める額

（3） 利用開始の日前10日までに利用の取り消しについて届け出があったとき 全額

（4） 利用開始の日前10日までに許可事項の変更の申請があり、指定管理者の許可を受けたとき 変更部分に相当する額

2 前項の規定により、利用料金の返還を受けようとする者は、水産業共同利用施設利用料金返還申請書（様式第6号）を指定管理者に提出しなければならない。

（損傷等の届出）

第9条 利用者は、施設又は設備器具（次条において「施設等」という。）を損傷し、若しくは滅失したときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出て、指示を受けなければならない。

（利用時間及び利用後の整理）

第10条 施設の利用時間には、準備及び後片付け時間を含むものとし、利用者は、施設の利用を終了したときは、速やかに清掃を行い、施設等を原状に回復しなければならない。

（指定管理者の立入り）

第11条 利用者は、指定管理者が管理上の必要により立ち入りを要求したときは、これを拒むことができない。

(公募に明示する事項)

第12条 市長は、条例第14条の規定により指定管理者の公募を行う場合は、次に掲げる事項をあらかじめ明示するものとする。

- (1) 施設の概要
- (2) 指定管理者が行う管理の基準
- (3) 指定管理者が行う業務の範囲及び具体的内容
- (4) 指定の期間
- (5) 利用料金に関する事項
- (6) 市が支払うべき管理の費用（以下「指定管理料」という。）に関する事項
- (7) 申請者の資格要件
- (8) 申請方法及び選定の基準
- (9) その他市長が必要と認める事項

(指定申請書の提出等)

第13条 条例第16条第1項の規定により指定管理者の指定を受けようとする団体は、指定管理者指定申請書（様式第7号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 管理業務に係る事業計画書及び収支予算書
- (2) 定款、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書又はこれに準ずるもの
- (4) 団体の経営状況等を説明する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(選定結果の通知)

第14条 市長は、条例第16条第2項の規定により、指定管理者の候補者を選定したときは、速やかに選定結果を申請団体に通知しなければならない。

(協定書に定める事項)

第15条 条例第19条の規定により協定で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定の期間に関する事項
- (2) 施設の管理に関する事項

- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 指定管理料に関する事項
- (5) 事業報告に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (7) 管理の業務に関し知り得た個人情報の取扱いに関する事項
- (8) 管理の業務に関し保有する情報の公開に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(市長による管理)

第16条 第2条から第9条まで及び第11条並びに様式第1号から様式第6号までの規定は、指定管理者に代わって、市長が施設の管理を行う必要が生じた場合について準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第2条第1項中「指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。））」とあるのは「市長」と、同条第3項第1号を除く同条第3項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同項第1号中「市又は指定管理者」とあるのは「市」と、第3条から第6条まで中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第8条第1項第2号を除く第8条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第1項第2号中「指定管理者が市長と協議して」とあるのは「市長が」と、第9条及び第11条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、様式第1号中「水産業共同利用施設（施設・設備器具）利用許可申請書」とあるのは「水産業共同利用施設（施設・設備器具）使用許可申請書」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、様式第2号中「水産業共同利用施設（施設・設備器具）利用許可書」とあるのは「水産業共同利用施設（施設・設備器具）使用許可書」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、様式第3号中「水産業共同利用施設（施設・設備器具）利用（取消し・変更）申請書」とあるのは「水産業共同利用施設（施設・設備器具）使用（取消し・変更）申請書」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、様式第4号中「水産業共同利用施設（施設・設備器具）利用（取消し・変更）承認書」とあるのは「水産業共同利用施設（施設・設備器具）使用（取消し・変更）承認書」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、様式第5号中「水産業共同利用施設（施設・設備器具）利用（取消・制限・停止）決定書」とあるのは「水産業共同利用施設（施設・設備器具）使用（取消・制限・停止）決定書」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、様式第6号中「水産業共同利用施設利用料金返還申請書」とあるのは「水産業共同利用施設使用料返還申請書」と、「指定管

理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

様式第2号（第3条関係）

様式第3号（第5条関係）

様式第4号（第5条関係）

様式第5号（第6条関係）

様式第6号（第8条関係）

様式第7号（第13条関係）